第六十一条第二項中「老齢厚生年金等のいずれか」を「老齢厚生年金」に改め、「、又は同条第二項第一号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を上回るとき」を削り、「それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第二項第二号に定める額」を「当該合算した額」に、「当該老齢厚生年金等」を「当該老齢厚生年金」に改め、同条第三項中「又は同条第二項の規定」を「の規定」に、「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、「又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるもの」を「の規定」に改め、「又は同条第二項第一号イ」及び「それぞれ」を削り、「同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「又は同条第二項第一号ロの額」を削る。

第六十四条の二を削る。

第六十四条の三第一項中「老齢厚生年金等のいずれか」を「老齢厚生年金」に、「当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額」を「当該老齢厚生年金の額」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十四条の二とする。

第六十六条第一項ただし書中「第三十八条の二第一項若しくは第二項、」を削る。

第六十九条から第七十二条までを次のように改める。

第六十九条から第七十二条まで　削除

第七十八条に次の一項を加える。

2　第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付については、前項の規定は、適用しない。

第七十八条の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の四第一項中「厚生労働大臣」を「、厚生労働省令」を「、主務省令」に改める。

第七十八条の五並びに第七十八条の六第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の七中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八条の八中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の九中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八条の十四第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の十五中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八条の十六中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の十七中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例

（年金たる保険給付の併給の調整の特例）

第七十八条の二十二　第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であつて、一の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間（以下「一の期間」という。）に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく当該一の被保険者の種別と異なる他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間（以下「他の期間」という。）に基づく年金たる保険給付を受けることができるものについて、第三十八条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「遺族厚生年金を除く」とあるのは「当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金及び遺族厚生年金を除く」と、「老齢厚生年金を除く」とあるのは「老齢厚生年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族厚生年金を除く」とする。

（年金たる保険給付の申出による支給停止の特例）

第七十八条の二十三　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る年金たる保険給付の受給権者について、一の期間に基づく第三十八条の二第一項に規定する年金たる保険給付についての同項の規定による申出又は同条第三項の規定による撤回は、当該一の期間に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく他の期間に基づく年金たる保険給付についての当該申出又は当該撤回と同時に行わなければならない。

（年金の支払の調整の特例）

第七十八条の二十四　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る保険給付の受給権者について、第三十九条第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に基づく乙年金（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「当該一の期間に基づく甲年金（以下この項において「甲年金」という。）の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金の支給」と、「年金が支払われたとき」とあるのは「当該年金が支払われたとき」と、「年金の内払」とあるのは「当該一の期間に基づく年金の内払」と、「年金を減額して」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金を減額して」と、「年金が支払われた場合」とあるのは「当該一の期間に基づく年金が支払われた場合」とする。

（損害賠償請求権の特例）

第七十八条の二十五　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る保険給付について、第四十条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「その価額」とあるのは、「その価額をそれぞれの保険給付の価額に応じて按分した価額」とする。

（老齢厚生年金の受給権者及び年金額の特例）

第七十八条の二十六　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十二条（この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用する。

2　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十三条（この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同条第一項に規定する被保険者であった全期間並びに同条第二項及び第三項に規定する被保険者であった期間は、各号の厚生年金被保険者期間ごとに適用し、同条第一項に規定する被保険者期間は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用し、同条第三項に規定する被保険者の資格は、被保険者の種別ごとに適用する。

（老齢厚生年金に係る加給年金額の特例）

第七十八条の二十七　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして第四十四条（この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項に規定する加給年金額は、政令で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額に加算するものとする。